大阪府行動援護従業者養成研修事業者指定要綱

（目的）

第１条　この要綱は、「指定居宅介護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第538号）」（以下「告示」という。）の第１条第７号に規定する研修である行動援護従業者養成研修の実施にあたり、研修実施事業者の指定等について必要な事項を定め、大阪府内における研修事業の円滑な実施を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、指定する行動援護従業者養成研修とは、次に定める研修をいう。

　行動援護従業者養成研修　知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であって常時介護を要するものにつき、当該障がい者等の特性の理解や評価、支援計画シート等の作成及び居宅内や外出時における危険を伴う行動を予防又は回避するために必要な援護等に関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研修をいう。

（指定の要件）

第３条　大阪府知事（以下「知事」という。）は、指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）が次に掲げる要件を満たすと認められる場合は、研修事業者として指定するものとする。この場合において、知事は、申請者からの申請に係る指定の要件の審査を行うために必要な調査や指示を行うことができるものとする。

1. 研修事業者に関する要件

イ　研修事業者は、事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務的能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること。

ロ　研修事業の経理が他の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。

ハ　現に強度行動障がいのある者を支援している事業所を運営している、または、現に都道府県知事の指定または委託を受け、障がい福祉に関する研修の研修事業者として研修を実施している法人であること。ただし、次に掲げる条件のいずれも満たす任意の団体である場合は、法人に準じて取り扱うものとする。

(ｲ) 代表者が定められていること。

(ﾛ) 運営に関する規約等が定められていること。

(ﾊ) ロに基づいた運営がなされているとともに、相当の活動実績を有していること。

(ﾆ) 会計が適切に処理されていること。

ニ　大阪府内に、研修事業の拠点となる設備と、研修を適正に運営する能力を有した人員が常駐する事業所があり、研修事業を統括する体制があること。

(2)　研修事業内容に関する要件

イ　「居宅介護職員初任者研修等について」（平成19年１月30日障発第0130001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）及びこの要綱に定める内容に従い、行動援護従業者養成研修を継続的に毎年１回以上（指定初年度を含む。）実施すること。

ロ　行動援護従業者養成研修の対象者は、行動援護事業者において行動援護従業者として従事することを希望する者、従事することが確定している者又はすでに従事している者とすること。

ハ　行動援護従業者研修の研修カリキュラムは告示別表八に定める内容のとおりとする。ただし、告示別表八に定める内容以上とすることは差し支えない。

ニ　講義及び演習を担当する講師については、次の講師選定基準のいずれかを満たすものとし、強度行動障がいのある者の障がい特性や支援技術に関する知識を有し、研修を教授するのに適当な者とすること。また、職歴、資格、強度行動障がい支援に関する実務経験、学歴等に照らし、適切な人材が必要な人数確保されていること。講義及び演習において、複数の講師よりそれぞれの幅広い知見を教授するために、１人の講師が担当する科目は３つまでとすること。また、講師のうち１名は下記講師選定基準の１を満たすこと。

（講師選定基準）

１　強度行動障がい支援者養成研修（基礎・実践研修）を修了した者であること、独立行政法人国立重度知的障がい者総合施設のぞみの園が開催する強度行動障がい支援者養成研修（指導者研修）を修了した者又は行動援護従業者養成研修を修了した者であること。

　２　都道府県知事が実施、指定及び委託する強度行動障がい支援者養成研修または行動援護従業者養成研修の講師を行っている者であること。

　３　現に強度行動障がい児者の支援を行っている事業所職員であること。

　４　現に強度行動障がい児者支援に関する十分な学識経験を有する者であること。

　５　その他１から４と同等の能力・学識等を有する者であること。

ホ　研修事業は大阪府内で開催すること。

へ　研修時の演習については、演習が効果的に実施できる規模（１組６名から８名）にわけ、１組につき知事が適当と認める知識を有するファシリテーターを１名以上配置し実施すること。なお、ファシリテーターが担当する科目数に制限はない。

ト　研修事業の実施にあたっては、広く受講者を募集すること。

チ　研修事業の実施にあたっては、常に、研修内容の充実、質の向上に努めること。

(3)　研修受講者に関する要件

イ　研修受講者に研修内容等を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした学則等を定め、これを公開すること。

(ｲ)　開講目的

(ﾛ)　研修事業の名称

(ﾊ)　実施場所

(ﾆ)　研修期間

(ﾎ)　研修カリキュラム

(ﾍ)　講師氏名及び担当科目

(ﾄ)　研修修了の認定方法（補講対応含む）

(ﾁ)　開講時期

(ﾘ)　受講資格

(ﾇ)　受講手続（募集要項等）

(ﾙ)　受講料（補講料）等

ロ　研修への出席状況等研修受講者に関する状況を確実に把握し保存すること。

ハ　全日程出席した者を研修修了者とし、研修修了者に対して、別紙１の様式により、修了証書を交付すること。

ニ　補講は、やむを得ない事由により遅刻、早退等があった者で、当該研修事業者の所定の研修科目において全科目の２分の１相当を上回り受講した者（補講による受講は除き、講義１科目を含む６科目以上を受講した者）に対し、未受講の科目について当該指定研修事業者の研修日程において行うこと。なお、やむを得ない事由については第三者による証明によるものとする。

ホ　演習については、やむを得ない事由により遅刻、早退等があった場合、その後の演習受講は認めず、演習の補講を行う場合は、演習全科目を一連で行うこと。なお、演習部分の補講は視聴覚教材の視聴による対応は認めない。

へ　他の研修事業者が補講を認める場合で当該指定研修事業者の研修日程においてやむを得ず補講を受講できない者に対しては、修了した科目について、別紙２の様式により、修了状況を証明し交付すること。また、この場合に補講の申込みのあった研修事業者は、当該補講に対する必要な費用を徴収するとともに、申込者から上記により証明のある別紙２を申請書とともに提出させ、未修了であった科目の修了をもって、ハに準じ修了証書を交付すること。なお、補講受講期間は当該研修受講の翌年度末までとする。ただし、研修カリキュラムが変更となった場合は、補講は認めず、再度の受講となる。この場合、補講受講期間内であれば、申込みのあった研修事業者は別紙２を提出させ、他の申込者に優先して受講決定することとする。

ト　ニに定めるやむを得ない事由により遅刻、早退等があった者で、当該研修事業者の所定の研修科目において２分の１相当の受講が認められないが、次に行われる研修の申込期間が終了している場合においては、別紙３の様式により欠席状況を証明し交付すること。また、この場合において次に行う研修事業者は、別紙３の交付を受けた者から申込期限終了後に受講の申し出があった場合は、別紙３を提出させることにより所定の申込期限に申込みがあったものと同様の取扱いとする。

チ　研修事業者は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日、連絡先等必要な事項を記載した名簿を作成し、作成後遅滞なく知事に提出すること。

リ　研修事業者は、受講申込者の申込情報及び研修修了者の名簿等の個人情報については、十分な注意を払った上で管理すること。

ヌ　研修事業者は、研修修了者より修了証書の亡失・き損時等により、修了証書の再発行の求めがあったときは、再発行は行わず、研修修了証書交付証明書（別紙４）を交付するものとする。

(4)　その他の要件

イ　研修事業者は、事業運営上知り得た受講申込者等に係る秘密の保持について、十分留意すること。

ロ　研修事業者は、研修受講者が演習等において知り得た個人の秘密の保持について、受講者が十分に留意するよう指導すること。

ハ　効果的な研修事業の実施や効果的な事務局運営のため、府や他の指定研修事業者の実施する研修事業内容に関する情報（個人情報を除く。）を活用するとともに、他の指定研修事業者から研修事業内容に関する情報提供依頼があった場合は、可能な限り情報提供に努めること。

ニ　研修受講者に対し、人権の尊重について理解させるように努めること。

ホ　障がいのある研修受講者に対しては、研修事業の実施に際して必要な配慮を行うこと。

ヘ　研修の時間帯、曜日については、研修受講者が受講しやすいようにすること。

ト　研修受講者を募集する際は、ホームページで募集を図る等周知に努めること。

チ　府や他の指定研修事業者と連携・協力しながら、講師やファシリテーターの養成に取り組むこと。

リ　適切に事務処理が行えるよう、必要な数の事務職員を配置すること。

２　知事は、前項の規定にかかわらず、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の指定を行わない。

(1)　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）及び児童福祉法、その他関係各法の規定に基づき、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

(2)　第10条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者であるとき。

(3)　他の都道府県知事により当該研修事業者としての指定を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者であるとき。

(4)　知事又は他の都道府県知事（指定都市市長を含む。）により、次のいずれかの研修事業者としての指定を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者であるとき。

イ　指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第226号）、指定計画相談支援の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第227号）及び指定障害児相談支援の提供に当たる者としてこども家庭庁長官が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第225号）に定める相談支援従事者研修初任者研修及び相談支援従事者現任研修を実施する者として、「相談支援従事者研修事業の実施について」（平成18年４月21日障発第0421001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づき指定を受けた相談支援従事者研修事業者

ロ　指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第544号）に定めるサービス管理責任者研修を実施する者として、「サービス管理責任者研修事業の実施について」（平成18年８月30日障発第0830004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づき指定を受けたサービス管理責任者研修事業者

ハ　指定居宅介護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第538号）第１条第３号から第７号に掲げる研修を実施する者として、「居宅介護職員初任者研修等について」（平成19年１月30日障発第0130001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づき指定を受けた居宅介護職員初任者研修等事業者

ニ　介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第３条第１項第２号に基づき指定を受けた介護員養成研修事業者

ホ　「難病特別対策推進事業について」（平成10年４月９日付健医発第635号厚生省保健医療局長通知）の別紙「難病特別対策推進事業実施要綱」第８の４の(6)に基づき指定を受けた難病患者等ホームヘルパー養成研修事業者

(5)　法に基づき、指定障がい福祉サービス事業者、指定障がい者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者又は指定自立支援医療機関としての指定を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者であるとき。

(6)　児童福祉法に基づき、指定障がい児通所支援事業者、指定障がい児入所施設又は指定障がい児相談支援事業者としての指定を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者であるとき。

(7)　介護保険法（平成９年法律第123号）に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者としての指定又は許可を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者であるとき。

(8)　第２号から前号に定める取消しの処分に係る行政手続法（平成５年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に当該事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出日から起算して５年を経過しない者であるとき。

(9)　前各号に掲げる場合のほか、申請者が、実施する事業において、基準違反に関する改善勧告、改善命令その他行政処分を受け、その内容についての改善がなされていない者であるとき。

(10)　申請者又は申請者の代表者もしくはその構成員が、次のいずれかに該当する者であるとき。

イ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ロ　第１号に該当する者

ハ　第２号から第７号までのいずれかに該当する法人等において、当該取消しの理由となった事

実があった時又はその事実が継続している間にその代表者であった者で、当該取消しの日から起算して５年を経過しない者

ニ　第８号に規定する期間内に事業の廃止の届出をした法人等（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）において、その代表者であった者で、当該届出日から起算して５年を経過しない者

(11)　申請者又は申請者の代表者若しくはその構成員が、次のいずれかに該当する者であるとき。

イ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する「暴力団」

ロ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する「暴力団員」

ハ　大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第２条第４号に規定する「暴力団密接関係者」

（指定申請の手続）

第４条　本事業の指定を受けようとする者は、次に掲げる(1)～(3)の事項を記載した大阪府行動援護従業者養成研修事業者指定申請書（様式第１号）と(4)～(12)については添付書類として、受講者募集を開始する日の２カ月前までに、知事に提出すること。

(1)　名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所

(2)　研修事業の名称及び実施場所

(3)　事業開始予定年月日

(4)　学則等（第３条第１項第３号のイを満たすもの）（様式第２号）

(5)　研修カリキュラム

(6)　講義及び演習を行う講師の氏名、履歴、担当科目及び専任兼任の別（様式第３～５号）

(7)　研修修了の認定方法（補講対応含む）

(8)　修了証書の見本

(9)　事業開始年度及び次年度における研修事業に係る収支予算の細目

(10)　申請者の資産状況・法人案内冊子・組織図

(11)　誓約書（様式第６号）

(12) 法人の定款、寄付行為その他の規約

(13)　その他指定に関し知事が必要であると認める事項

（指定内容・実施内容変更の届出）

第５条　本事業の指定を受けた者（以下「指定研修事業者」という。）は、申請内容に変更を加える場合には、知事に対し、あらかじめ、大阪府行動援護従業者養成研修事業者指定内容変更届（様式第７号）により、変更の内容、変更時期及び変更理由を知事に届け出るものとし、前条第１項第５号から第７号の事項に変更を加える場合にあっては、変更について知事の承認を受けなければならない。

（年度実施計画書・開講届出書の提出）

第６条　指定研修事業者は、知事に対し、毎年度あらかじめ、大阪府行動援護従業者養成研修事業年度実施計画書（様式第８号。以下「年度実施計画書」という。）及び次に掲げる書類を提出すること。なお、研修日程表（様式第９号）に記載する予定に中止や変更が生じる場合には、その都度、変更届と合わせて、更新した研修日程表（様式第９号）を提出すること。

(1)　学則等（募集要項）

(2)　研修カリキュラム

(3)　研修日程表（様式第９号）

(4)　講師等の氏名及び担当科目

(5)　当該年度における研修事業に係る収支予算の細目

２　年度実施計画書に記載した研修を実施する際には、指定研修事業者は、知事に対し、あらかじめ開講届出書（様式第10号）を提出すること。

（実施報告書の提出）

第７条　指定研修事業者は、知事に対し、大阪府行動援護従業者養成研修事業実施報告書（様式第11号）及び次に掲げる書類を提出すること。

(1)　大阪府行動援護従業者養成研修事業修了者名簿（様式第12号）

(2)　当該年度における研修事業に係る収支決算書

（廃止の届出）

第８条　指定研修事業者は、研修事業を廃止しようとする場合には、知事に対し、あらかじめ、大阪府行動援護従業者養成研修事業廃止届（様式第13号）を提出し、指定の取消しを受けなければならない。

（調査及び助言・指導）

第９条　知事は、研修の円滑の運営や、研修内容の充実のため、指定研修事業者を招集し、助言・指導を行うことができる。

２　知事は、指定研修事業者に対して、研修事業の実施等に関して必要があると認めるときは、指定研修事業者の事務所及び研修実施場所等において実地調査を行い、必要に応じて指定研修事業者に対し報告を求めることができる。また、これにより適正を欠くと認めたときは、指定研修事業者に対して改善指導を行うことができる。

３　知事は、前項に基づく改善指導に指定研修事業者が従わない場合は、改善が認められるまで、研修事業の中止を命ずることができる。なお、この場合においては、あらかじめ、書面をもって当該事業者に通知するものとする。

（指定の取消し）

第10条　知事は、指定研修事業者が次のいずれかに該当するときは、指定を取消すことができる。

(1)　第３条に掲げる要件に適合しなくなったとき。

(2)　指定申請又は実績報告等において、虚偽の申請又は報告を行ったとき。

(3)　研修事業の実施に関し、不正な行為があったとき。

(4)　第９条第１項に定める調査に応じなかったとき又は改善指導に従わないとき。

(5)　その他、研修事業を適正に実施する能力が欠けると認められるとき。

２　知事は、前項に定める指定の取消しを行う場合においては、あらかじめ書面をもって当該指定研修事業者に通知するものとする。

３　知事は、研修事業の中止を命ずる場合または指定の取り消しを行う場合は、あらかじめ指定研修事業者に対して聴聞を行うものとする。

（書類の保存）

第11条　指定研修事業者は、研修事業に関する書類について、研修が終了した日を起算日として各号に定める期間保存しなければならない。

(1)　修了者台帳　　永年

(2)　受講者の研修への出席状況、成績等に関する書類並びに修了者に関する書類　５年

(3)　研修事業の収支に関する書類　５年

(4)　その他研修に関する書類　１年

（知事が行う証明書の交付）

第12条　指定研修事業者が研修事業をすでに廃止している場合、若しくは倒産その他の理由により対応が不可能な場合には、大阪府が管理する修了者名簿への記載により確認できる際には、知事が研修修了者に対して、研修修了者名簿記載証明書（別紙５）を交付するものとする。

（その他）

第13条　この要綱に定めるもののほか、この要綱を実施するために必要な事項については、知事が別に定める。

告示別表第八

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 科目 | 時間数 |
| 講義 | 強度行動障がいがある者の基本的理解に関する講義 | 1.5 |
|  | 強度行動障がいに関する制度及び支援技術の基礎的な知識に関する講義 | ５ |
|  | 強度行動障がいがある者へのチーム支援に関する講義 | ３ |
|  | 強度行動障がいと生活の組立てに関する講義 | 0.5 |
| 演習 | 基本的な情報収集と記録等の共有に関する演習 | １ |
|  | 行動障がいがある者の固有のコミュニケーションの理解に関する演習 | ３ |
|  | 行動障がいの背景にある特性の理解に関する演習 | 1.5 |
|  | 障がい特性の理解とアセスメントに関する演習 | ３ |
|  | 環境調整による強度行動障がいの支援に関する演習 | ３ |
|  | 記録に基づく支援の評価に関する演習 | 1.5 |
|  | 危機対応と虐待防止に関する演習 | １ |
| 合計 | | 24 |

附　則

この要綱は平成30年６月15日から施行する。

附　則

（適用期日）

この要綱は、令和２年２月４日に改正し、令和２年４月１日から適用する。

附　則

（適用期日）

この要綱は、令和３年５月26日に改正し、令和３年５月26日から適用する。

（経過措置）

１　この要綱の改正による改正前の告示別表八に定める内容は、厚生労働省告示第二百十三号（令和元年12月27日告示）の告示により、令和４年３月31日までの間は、なおその効力を有する。

２　令和２年４月１日から令和４年３月31日までの間に、改正前の別表第八に定める内容以上の内容を有する研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者は、厚生労働省告示第二百十三号（令和元年12月27日告示）による改正後の指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの別表第八に定める内容の研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者とみなす。

３　この要綱の改正による改正前の第６条に定める内容により、令和3年５月25日までに提出された実施計画書については、なお、その効力を有する。

附　則

（適用期日）

この要綱は、令和４年３月28日から施行し、令和３年11月22日から適用する。

（経過措置）

１　この要綱の施行の際現に改正前の大阪府行動援護従業者養成研修事業者指定要綱（以下「旧要綱」という。）の様式により提出されている書類は、改正後の大阪府行動援護従業者養成研修事業者　指定要綱（以下「新要綱」という。）の様式により提出されたものとみなす。

２　旧要綱の様式により作成した書類は、当分の間、所要の調整をした上で、新要綱の様式により作成した書類として使用することができる。

　　附　則

（適用期日）

この要綱は、令和５年12月28日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

ただし、改正前の大阪府行動援護従業者養成研修事業者指定要綱（以下「旧要綱」という。）に基づき発行された修了証書は、引き続き有効とする。

（経過措置）

１　この要綱の施行の際現に改正前の旧要綱の様式により提出されている書類は、改正後の大阪府行動援護従業者養成研修事業者指定要綱（以下「新要綱」という。）の様式により提出されたものとみなす。

２　旧要綱の様式により作成した書類は、当分の間、所要の調整をした上で、新要綱の様式により作成した書類として使用することができる。